

番号	(1)
項目	管理職以外の職員に対する夏期一時金の支給割合を 2022 年度大阪市人事委員会勧告以上に引き上げること。
	<p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました内容につきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(2)
項目	一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）を廃止すること。廃止できない場合は管理職の支給割合を引き下げること。
<p>(回答)</p> <p>職務段階別加算措置につきましては、地方公務員法第24条第1項に定める職務給の原則に基づき、職務と責任に応じた給与を決定しているところであり、同2項の均衡の原則による国と地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者との均衡を考慮して定めておりますことから、廃止は困難であると考えております。</p> <p>給与負担等の権限移譲に伴う交渉におきまして、期末・勤勉手当に係る職務段階別加算について、大阪市と同様の取扱いで運用させていただくと提案させていただいたとおりでございます。</p> <p>支給割合を引き下げることににつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(3)
項目	<p>勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。</p>
<p>(回答)</p> <p>勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給される能率給としての性格を有しますことから、成績率の適用をやめることにつきましては、困難でございます。</p> <p>評価結果の勤勉手当への成績率の反映につきましては、これまでも勤務実績のよりの確かな反映のために、平成 19 年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施してまいりました。</p> <p>令和元年度からは、平成 30 年度より実施している人事評価結果を勤勉手当へ反映させることとし、この点につきましては、給与負担等の権限移譲にかかる教職員の人事給与制度の交渉におきまして、お示しさせていただいたとおりです。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当</p>

番号	(4)
項目	勤務時間数に関係なく全ての会計年度任用職員に一時金を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師を含む会計年度任用職員の場合、当該年度の任用期間が6カ月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上の職員が、期末手当の支給対象となります。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

番号	(5)
項目	(暫定) 再任用職員の支給割合を引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました(暫定)再任用職員の支給割合を引き上げることにつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(6)
項目	常勤講師を教諭職とし、賃金を教育職2級に格付けること。
<p>(回答)</p> <p>常勤講師の給与につきましては、本務職員との均衡を考慮し、本務職員が昇給可能な年齢まで前歴を加算できるよう、給料表において適用号給の上限を125号給から157号給へ、令和2年度より引き上げたところでございます。</p> <p>常勤講師に適用される級につきましては、職務の在り方を含め、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教職員給与・厚生担当

番号	(7)
項目	非常勤講師の賃金を、在校時間（教材研究・成績処理等の業務を含む）を基準として支給すること。また、授業1コマ当たり、年間35時間という制限を撤廃すること。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬につきましては、令和5年4月より、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり、それまでの2,880円から2,890円に増額改定しております。</p> <p>なお、非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」に基づき、35週を上限としております。</p> <p>引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	(8)
項目	教職員組織の活性化を図るため役職定年制を導入すること。
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、令和5年度より役職定年制の趣旨（組織の新陳代謝の確保等）に基づき、原則、管理監督職の職員につきましては、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理監督職以外の職に異動させる役職定年制が導入されております。</p> <p>しかしながら、学校園（教職員組織）におきましては、年齢構成の偏り等による後任補充の課題等があり、現時点においては、役職定年制の導入は困難な状況となっております。</p> <p>今後も引き続き、学校園における年齢構成の状況等を注視しつつ、役職定年制の導入について、慎重に判断してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当